

湯沢市公共施設等総合管理計画

(平成 28 年度 ~ 平成 52 年度)



平成29年2月
湯 沢 市

< 目 次 >

第1	公共施設等総合管理計画について	2
	1 計画の目的	2
	2 計画の期間	2
	3 計画の対象範囲	3
	4 計画の位置付け	3
第2	公共施設等の現状	4
	1 人口の推移	4
	2 財政状況	4
	3 公共施設等の分類	5
	4 公共建築物の面積割合	7
	5 公共建築物の建築年次と面積推移	7
	6 公共建築物の全国平均比較（延床面積）	8
	7 インフラ資産の現況	9
第3	公共施設等の更新費用の推計	11
	1 推計の前提条件	11
	2 公共建築物の改修・更新費用	12
	3 インフラ資産の改修・更新費用	14
第4	公共建築物に関する基本方針	15
	1 数値目標	15
	2 ハコモノ三原則	15
	3 計画推進のための各種実施方針	16
第5	インフラ資産に関する基本方針	19
	1 インフラ三原則	19
	2 計画推進のための各種実施方針	19
第6	施設分類ごとの基本方針	21
	1 公共建築物	21
	2 インフラ資産	28
第7	計画の推進に当たって	31
	1 個別施設計画の策定	31
	2 施設情報の管理	31
	3 市民との情報共有	31
	4 進行管理	31

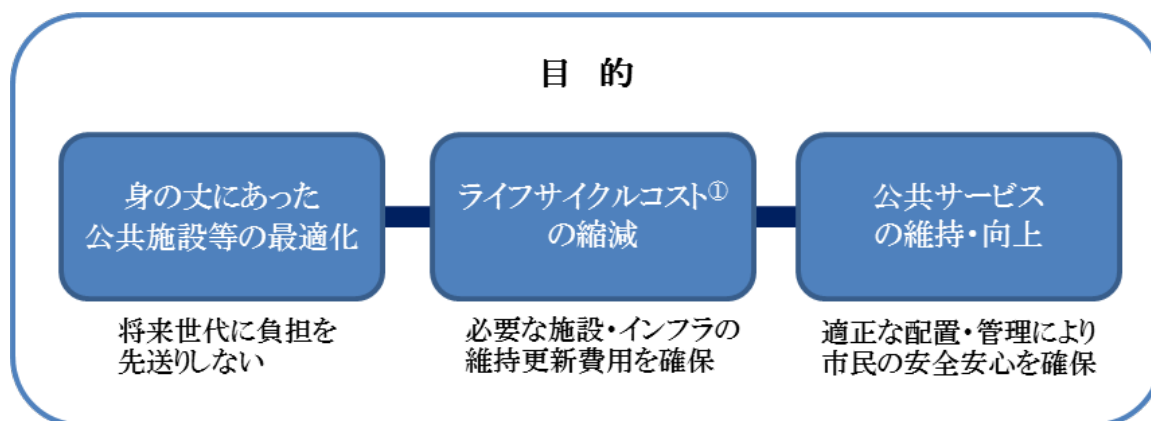
第1 公共施設等総合管理計画について

1 計画の目的

人口減少や少子高齢化の進展により、税収の減少や社会保障関係費の増加など財政状況は年々厳しさを増しており、また、縮小時代への突入に伴って市民ニーズが複雑化・多様化する中で行政が果たすべき役割は、量に対応するサービスから質に主眼を置いたサービスへと変化しています。

本市の保有する公共施設（公共建築物）は、高度経済成長期の昭和40年代後半から昭和50年代にかけて集中的に整備されており、道路や橋りょうなどのインフラ資産を含めて、過去に整備された公共施設等が大量かつ一斉に更新時期を迎えることへの対応は、本市を含めた多くの自治体にとって大きな影響を及ぼす課題となっています。

そこで、次に掲げる3点を主な目的として、従来のような個別施設ごとの検討ではなく、市全体を捉え経営的な視点から公共施設等の総合的な管理を推進するため、その中長期的な取組みの基本的な方針を示すものとして「湯沢市公共施設等総合管理計画」を策定します。



2 計画の期間

公共施設等の寿命は数十年に及ぶため、中長期的な視点が必要です。

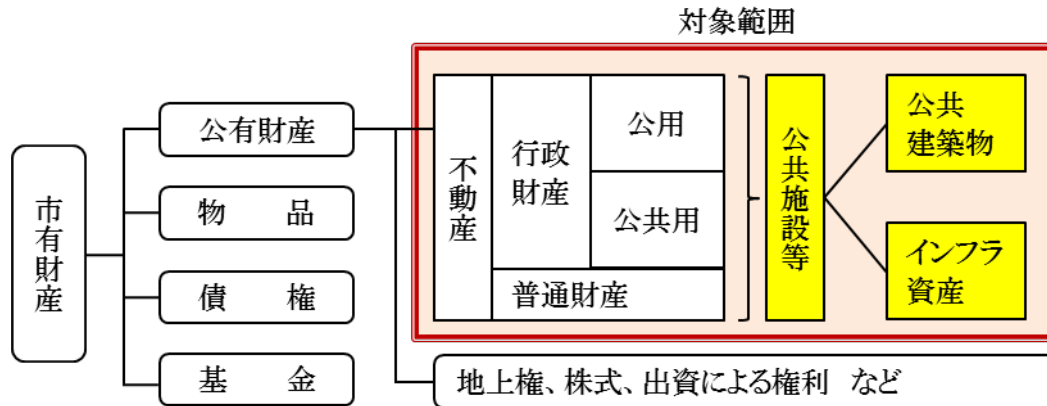
そのため、公共施設等の更新がピークを迎える時期を勘案し、また、平成27年に策定した「湯沢市人口ビジョン」及び「湯沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における最終目標年度との整合性を図るため、計画期間を次のとおりとします。

平成28年度(2016年度) ~ 平成52年度(2040年度) 【25年間】

^① 建築物やインフラ等の建設から維持管理、解体撤去に至るまでの生涯費用のこと

3 計画の対象範囲

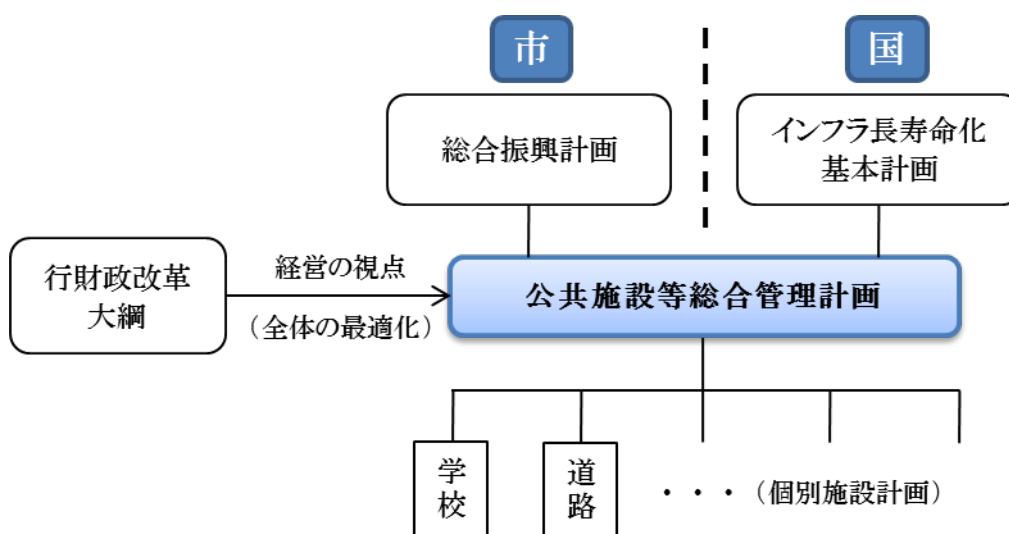
本計画は、本市が保有又は管理している庁舎・学校・集会施設などの「公共建築物」（ハコモノ）と、道路・橋りょう・上下水道などの「インフラ資産」を対象とし、それらを総称して「公共施設等」と定義します。



4 計画の位置付け

本計画は、平成 26 年に総務省から発出された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づいて策定するものであり、また、平成 25 年にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において策定が期待されている「インフラ長寿命化計画(行動計画)」に該当するものです。

本市における計画体系としては、湯沢市総合振興計画の実現に向けた公共施設等の整備・管理等に関する最上位の計画であるとともに、学校や道路などの各施設群における計画（個別施設計画）の上位計画として位置付けます。



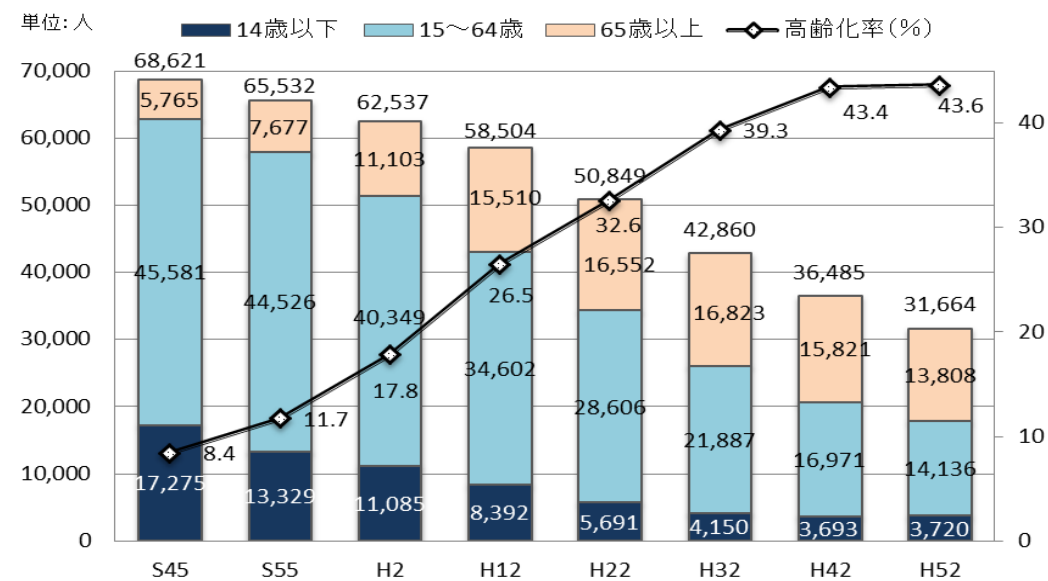
第2 公共施設等の現状

1 人口の推移

本市の人口は、昭和30年の国勢調査をピークに減少を続けており、特に生産年齢人口と年少人口の減少が顕著で、高齢化率は年々上昇しています。

本市の目指すべき将来人口等を示した「湯沢市人口ビジョン」では、平成52年(2040年)の目標人口を31,664人としており、現在の人口(平成27年国勢調査46,613人)と比較すると、約32%減少することが見込まれています。

今後、更なる人口減少や少子高齢化によって公共施設等の利用需要が変化していくものと見込まれるため、施設サービスの在り方を適切に見直す必要があります。



※出典: 湯沢市(以下、特に注釈がない場合は同じ)

2 財政状況

歳入については、地域経済の低迷や人口減少、少子高齢化の進展により、市税収入が低水準で推移する中、歳入全体の4割を占める地方交付税は、合併市町村に対する特例措置^①が終期を迎えているため段階的に減少していきます。

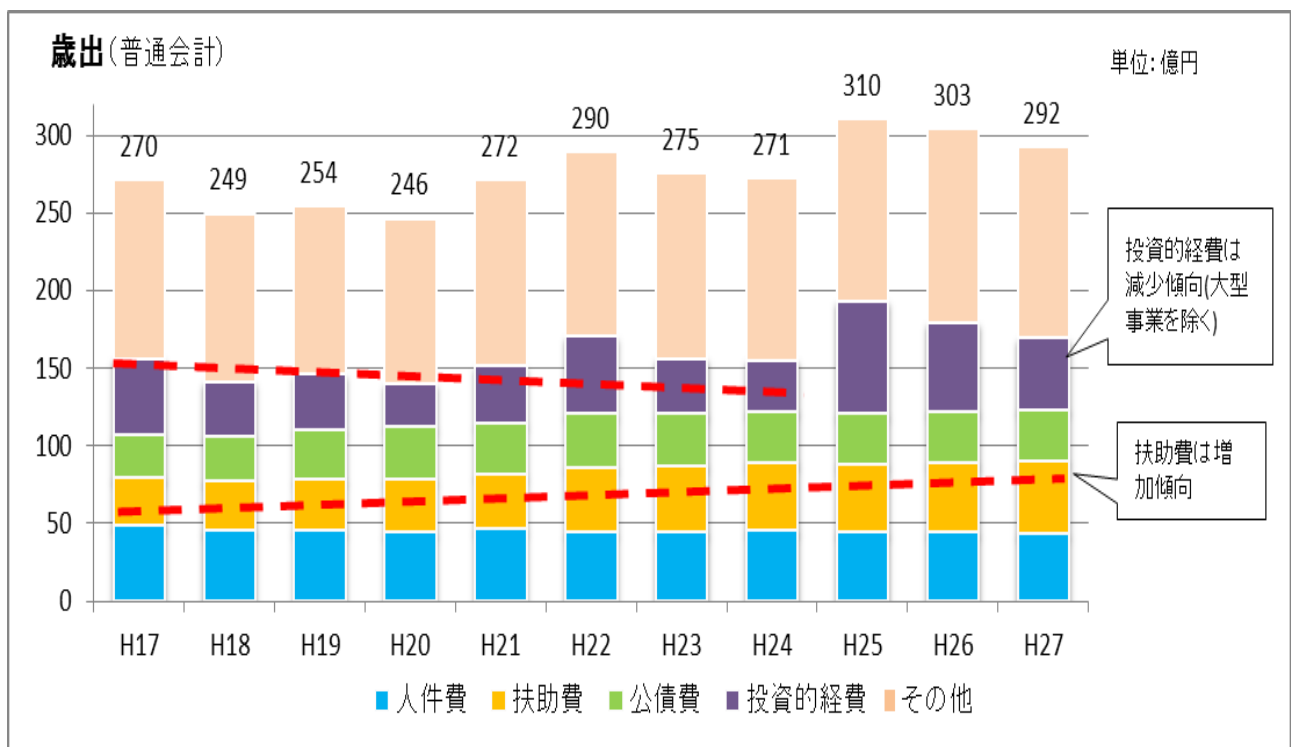
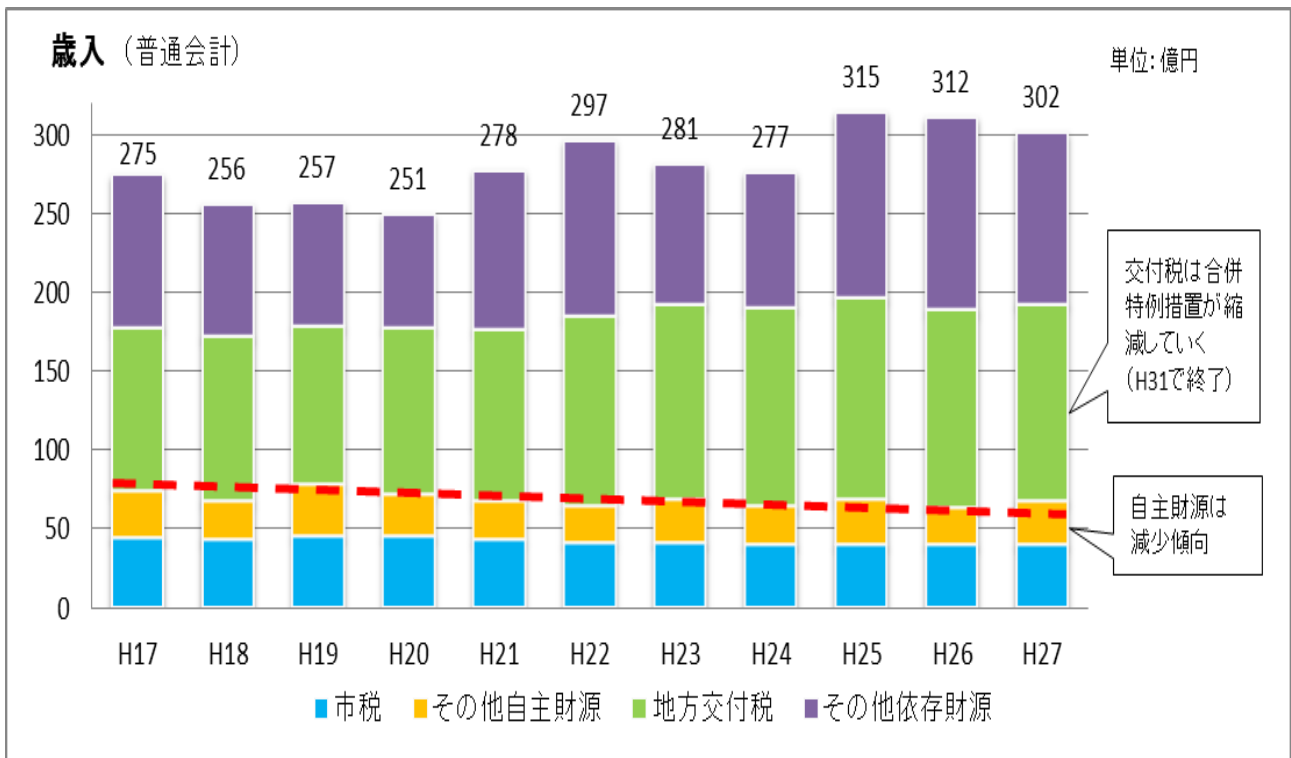
歳出については、人口構造の変化等によって扶助費^②などの社会保障関係費が増加している一方で、施設やインフラの整備などに充てる投資的経費^③は減少傾向にあります。

このようなことから、歳入歳出の均衡を保ち、新たな財政需要に対応するためには、歳入の増加につながる施策展開や既存事業の見直し等によるコスト削減を進めながら、財源の確保に努めていく必要があります。

① 市町村合併後10年間は、合併がなかったと仮定して、旧4市町村ごとに算定した普通交付税額が交付される特例措置のこと。その後5年間(H27～H31)で段階的に縮減される。

② 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づいて支給する費用及び市が単独で行う各種扶助の支出額のこと

③ 各種社会資本整備など支出の効果が長期に渡る経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費に分類される



3 公共施設等の分類

本計画で対象とする公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）を用途別に分類し、主な施設等を記載しました。

【公共建築物】

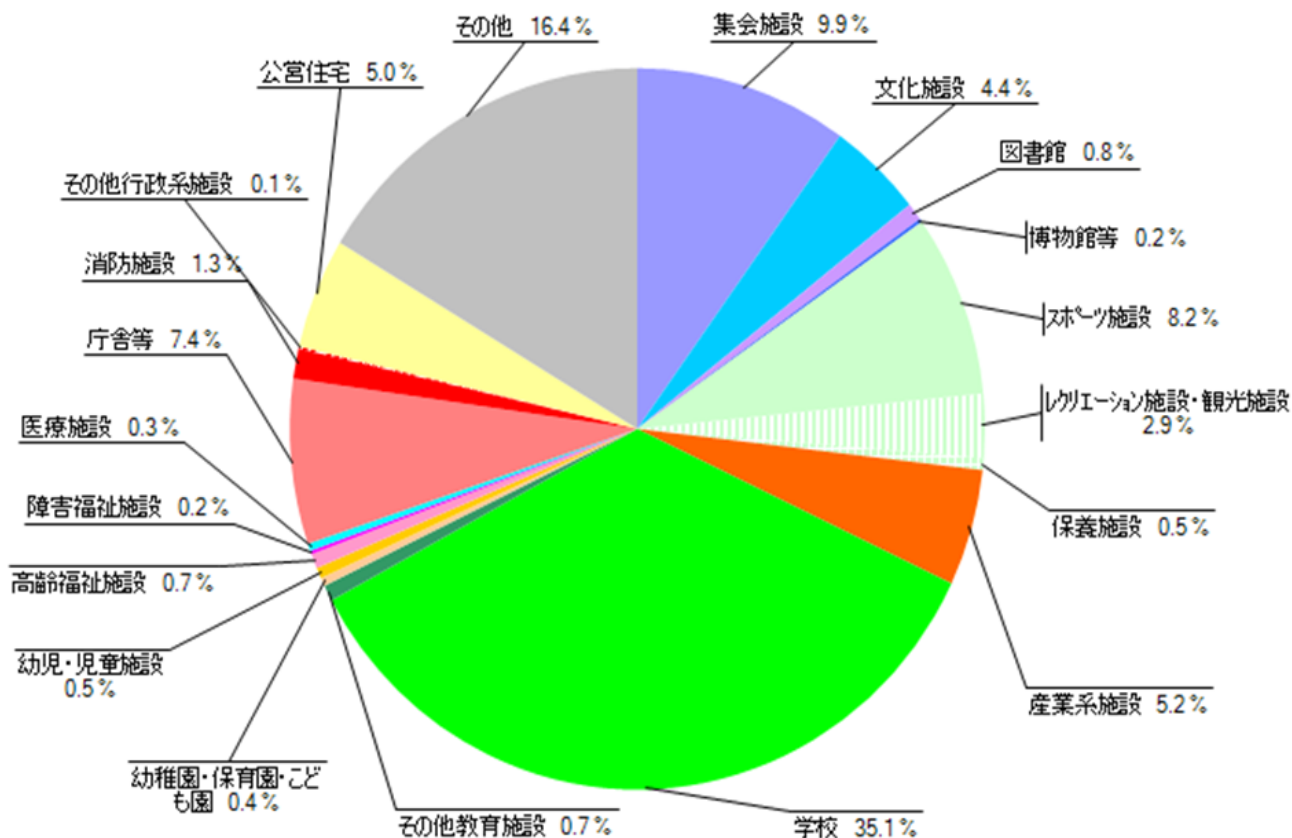
大分類	中分類	施設数	面積 (㎡)	主な建築物
市民文化系施設	集会施設	38	27,654	生涯学習センター、地区センター、コミュニティセンター等
	文化施設	3	12,325	文化会館、郡会議事堂記念館
社会教育系施設	図書館	2	2,191	図書館
	博物館等	1	435	院内銀山異人館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	22	22,795	体育館、野球場、スキー場、プール、武道館等
	レクリエーション施設・観光施設	20	8,011	道の駅、観光栗園、稲庭城、観光物産館、ダリア園等
	保養施設	3	1,486	ほっと館、休養施設、自然休養村管理センター
産業系施設	産業系施設	14	14,574	農業振興センター、産業支援センター、有機アグリセンター等
学校教育系施設	学校	17	97,907	小学校、中学校
	その他の教育施設	5	2,005	学校給食センター、教育研究所
子育て支援施設	幼稚園・保育所・こども園	1	1,041	保育所
	幼児・児童施設	5	1,359	放課後児童クラブ、子育て支援センター、放課後児童健全育成施設等
保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	1,826	老人福祉センター、高齢者生活支援ハウス等
	障害福祉施設	2	441	皆瀬更生園、就労体験施設
医療施設	医療施設	1	928	皆瀬診療所
行政系施設	庁舎等	5	20,622	本庁舎、総合支所等
	消防施設	205	3,760	消防ポンプ格納庫、水防倉庫、備蓄倉庫等
	その他行政系施設	3	278	スクールバス車庫等
公営住宅	公営住宅	11	13,862	市営住宅
上水道施設	上水道施設（建築物）	27	3,610	浄水場、管理棟等
下水道施設	下水道施設（建築物）	9	17,327	浄化センター
その他	その他	59	45,670	公園内施設、廃止施設、倉庫、物置等
	計	456	300,107	

【インフラ資産】

大分類	中分類	数量	主な資産
道路・橋りょう	道路（延長：km）	822	一級市道（133）、二級市道（121）、その他の市道（568）、市道トンネル
	橋りょう（延長：km）	7	PC橋、RC橋、鋼橋等
上水道・下水道	上水道（管路延長：km）	557	上水道（342）、簡易水道（215）
	下水道（管路延長：km）	199	下水道（156）、農業集落排水施設（43） 合併処理浄化槽1,539基（5～6人槽 318、7人槽1,169、8～50人槽 52）
その他	公園（公園数）	61	都市公園、森林公園、児童公園、バラ園等
	農林業施設（延長：km）	230	農道（49.3）、林道（180.7）
	その他	—	準用河川、温泉給湯施設、土地等

4 公共建築物の面積割合

施設分類別に見ると、学校が最も多く 35.1%を占めます。次いで集会施設が 9.9%、スポーツ施設が 8.2%、庁舎等が 7.4%と続きます。



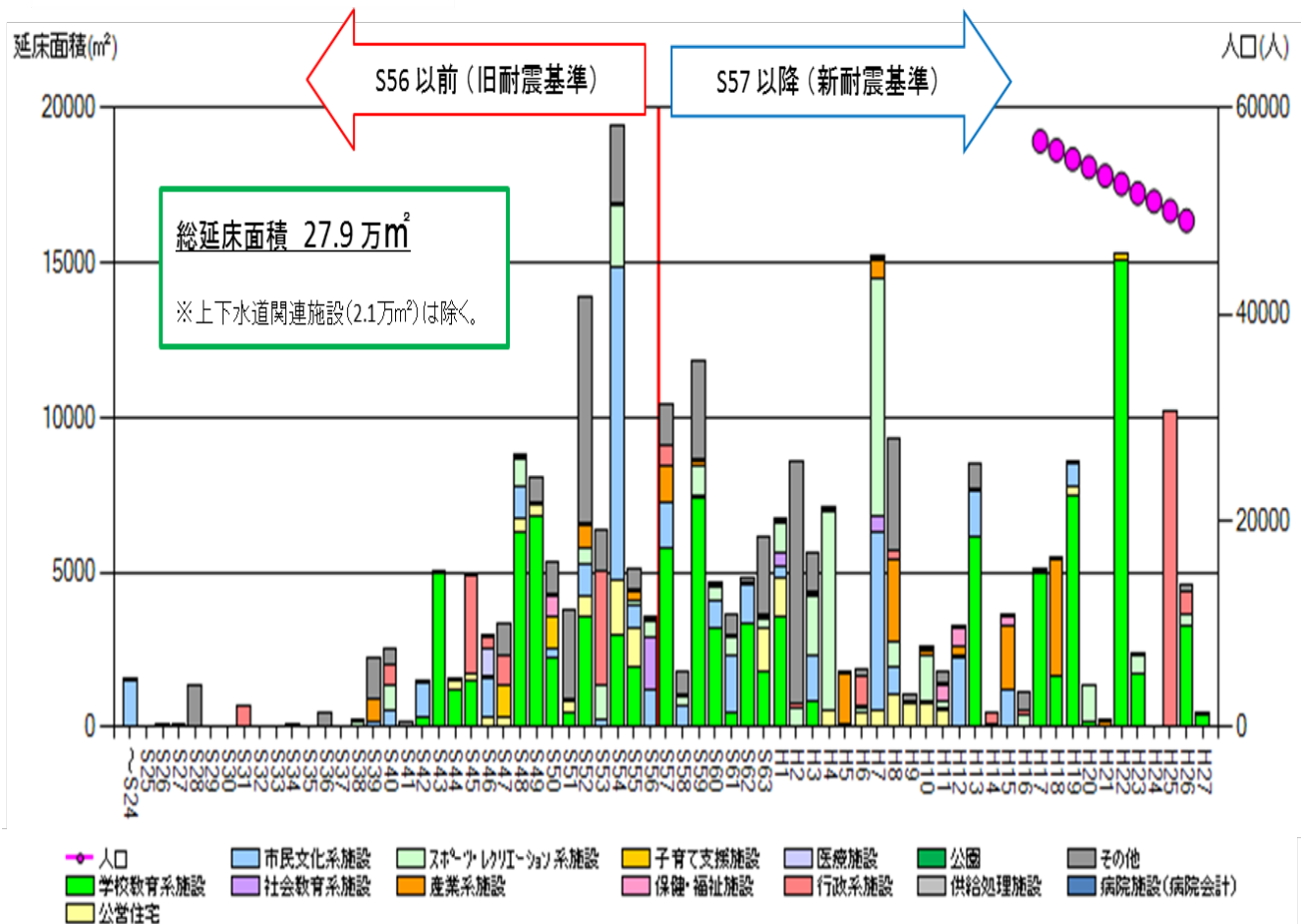
※面積割合は、全体面積から上下水道関連施設の面積(20,937m²)を除いて計算している。

5 公共建築物の建築年次と面積推移

公共建築物の建築年度別の整備状況を見ると、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代にかけて集中的に整備されているため、建築年度の偏在が今後の更新時期の偏在につながっていきます。

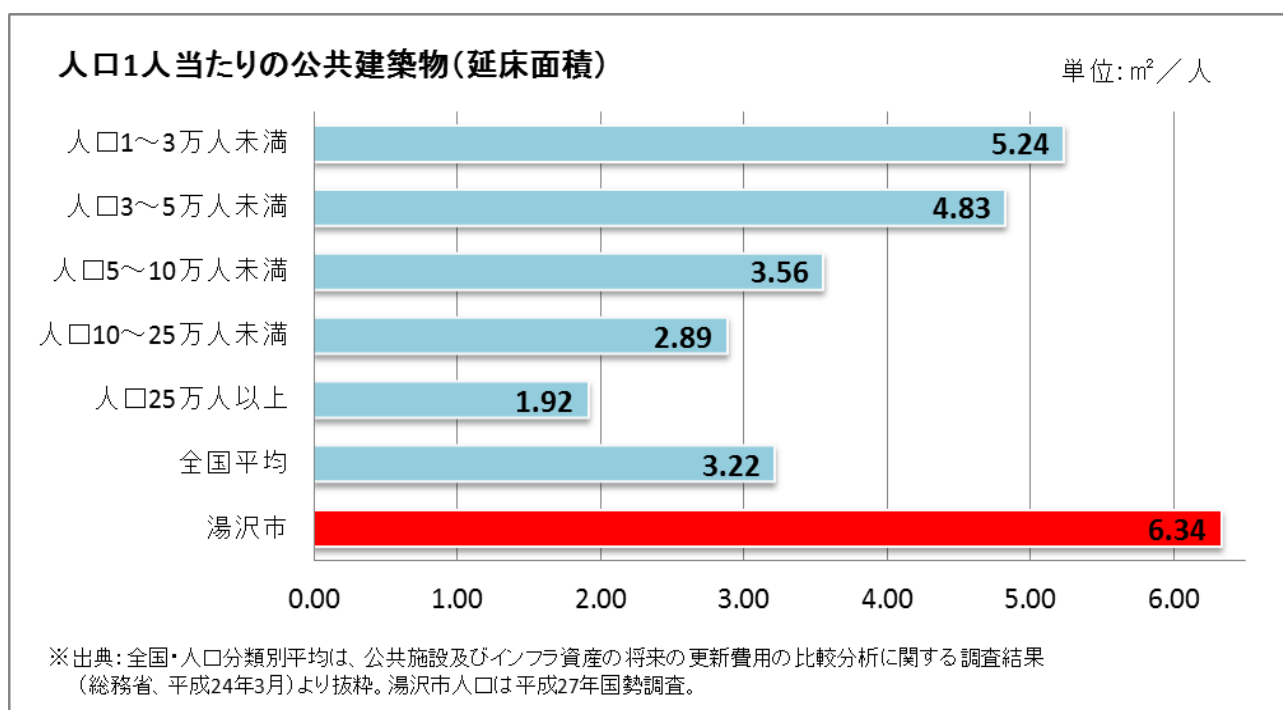
また、平成 28 年 4 月 1 日現在において、公共建築物（棟毎）の 47%が建設から 30 年以上、73%が建設から 20 年以上経過しています。30 年以上の建物の割合は、20 年後には 91%にまで増加することが予想され、今後、公共建築物の老朽化に合わせて一定期間に多額の投資が必要となることが見込まれます。

【建築年度ごとの面積推移】



6 公共建築物の全国平均比較（延床面積）

人口1人当たりの公共施設の延床面積を見ると、湯沢市は6.34 m²で、全国平均や人口同規模自治体に比べ保有面積が大きい状況です。



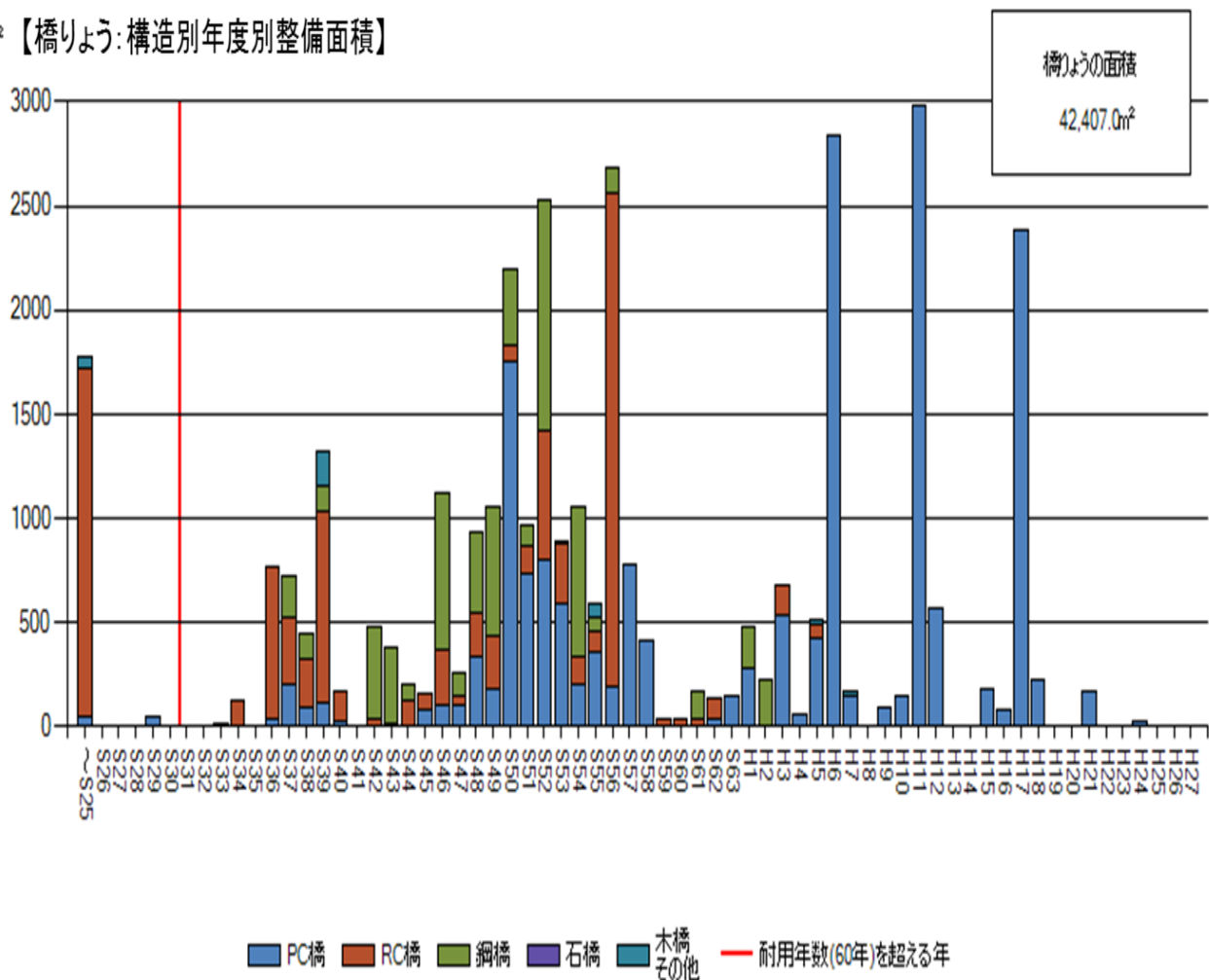
7 インフラ資産の現況

道路・橋りょう、上下水道などのインフラ資産については、個別計画等に基づき、計画的な補修・更新等が行われていますが、20年後には耐用年数とされる40～60年を迎える施設も少なくありません。今後、急速に老朽化が進むものと考えられます。

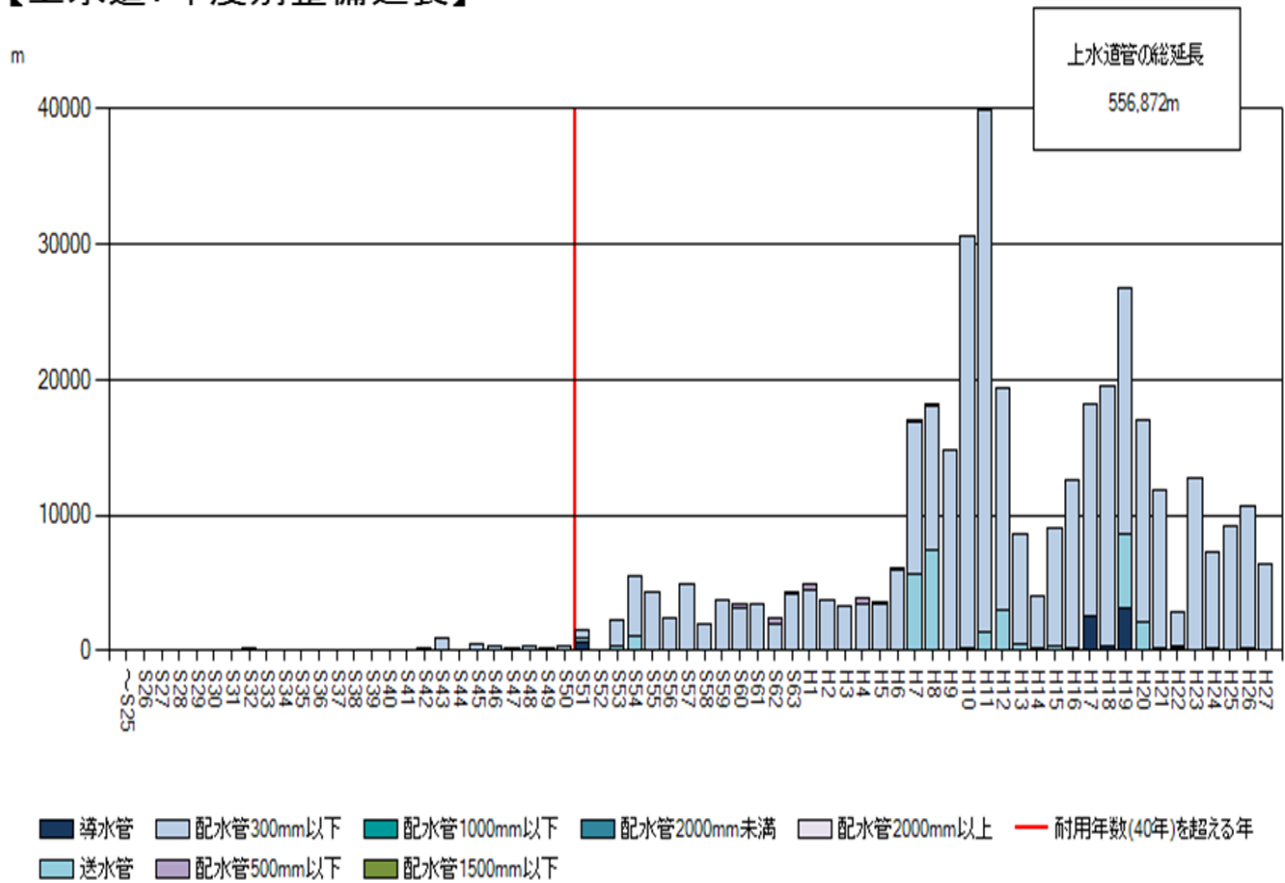
【道路：分類別実延長と道路面積】

分類	実延長 (m)	道路面積 (m ²)
1級市道	133,040	1,049,941
2級市道	121,336	756,202
その他の市道	568,716	2,718,144
自転車歩行者道	1,024	5,203

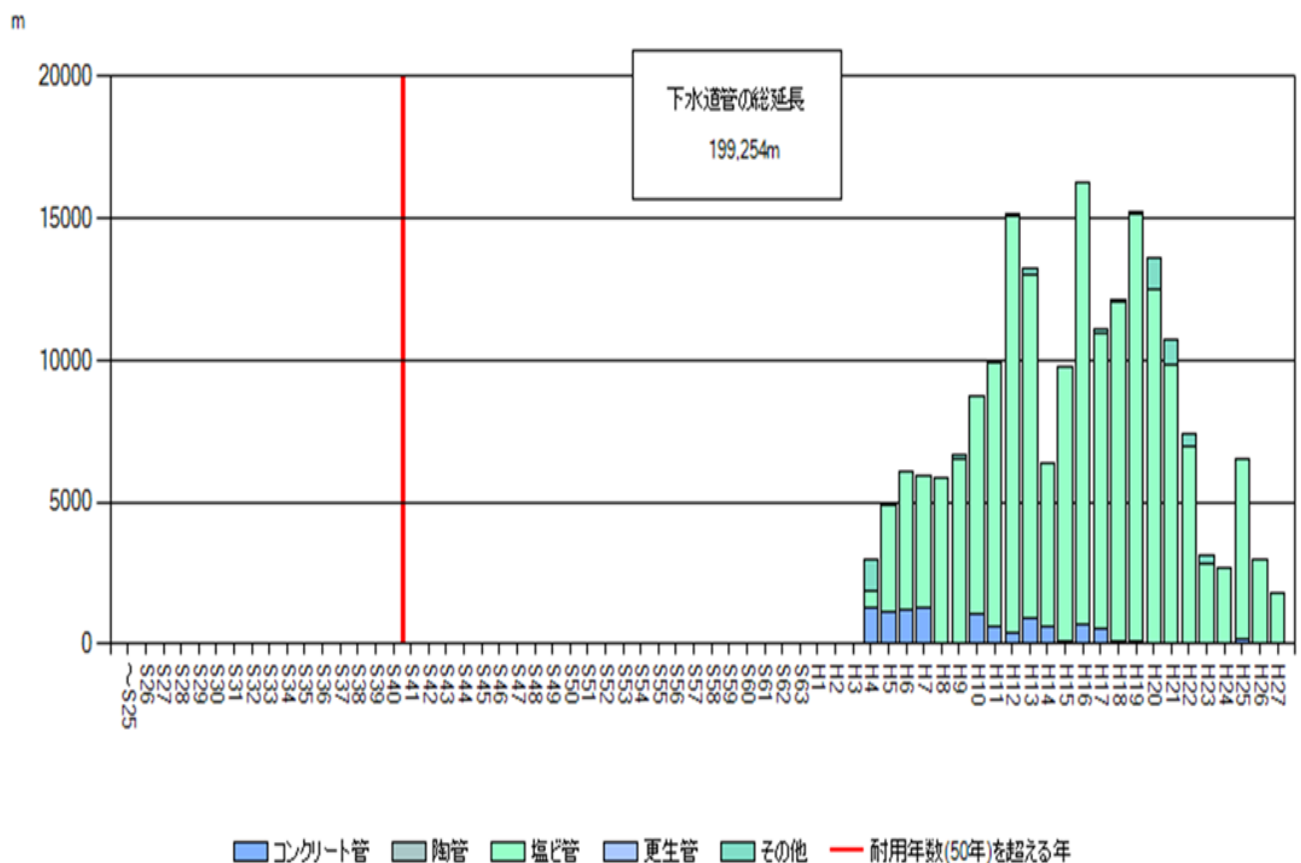
m² 【橋りょう：構造別年度別整備面積】



【上水道：年度別整備延長】



【下水道：年度別整備延長】



第3 公共施設等の更新費用の推計

1 推計の前提条件

【公共建築物】

今後 40 年間に必要な費用について、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」を活用して推計しました。主な前提条件は次のとおりです。

- ① 現存の公共建築物を、現状のまま維持・更新していく場合に必要な費用を推計
- ② 建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新
- ③ 更新年数は、建替え 60 年、大規模改修 30 年
- ④ 建替えに要する期間は 3 年、大規模改修に要する期間は 2 年として、それぞれの経費を複数年度に分割して計上
- ⑤ 延床面積に大分類ごとに定めた単価を乗じて、今後 40 年分の費用を試算
- ⑥ 更新費の単価は、下表のとおり

大分類	中分類	大規模改修	建替え
市民文化系施設	集会施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	文化施設		
社会教育系施設	図書館	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	博物館等		
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
	レクリエーション施設・観光施設		
	保養施設		
産業系施設	産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
	その他の教育施設		
子育て支援施設	幼稚園・保育所・こども園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
	幼児・児童施設		
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
	障害者福祉施設		
医療施設	医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	庁舎等	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	消防施設		
	その他行政系施設		
公営住宅	公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
その他	その他施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡

【インフラ資産】

今後 40 年間に必要な費用について、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」を活用して推計しました。主な前提条件は次のとおりです。

- ① 既存のインフラ資産を維持・更新するために必要な経費を推計
(道路の打替え、橋りょうの架替え、上下水道管の更新等)
- ② 推計の対象となるインフラ資産は、道路・橋りょう・上水道・下水道
- ③ 更新年数及び更新単価は、下表のとおり

<道路>

道路分類	更新年数	更新単価
1級市道	15年	4,700 円/m ²
2級市道		
その他の市道		2,700 円/m ²
自転車歩行車道		

<橋りょう>

構造別分類	更新年数	更新単価
PC橋	60年	425 千円/m ²
RC橋		425 千円/m ²
鋼橋		500 千円/m ²
石橋		425 千円/m ²
木橋その他		425 千円/m ²

<上水道>

構造別分類	更新年数	更新単価	
		300mm未満	2,000mm以上
導水管	40年	100千円/m	～ 923千円/m
送水管			

<下水道>

構造別分類	更新年数	更新単価
コンクリート管	50年	124 千円/m
陶管		124 千円/m
塩ビ管		124 千円/m
更生管		134 千円/m
その他		124 千円/m

2 公共建築物の改修・更新費用

既存の公共建築物をこのまま全て保有し続ける場合の改修・更新費用を試算したところ、今後 40 年間で必要となる費用は、約 1,214 億円と推計され、これを平均すると 1 年当たり約 30 億円となります。

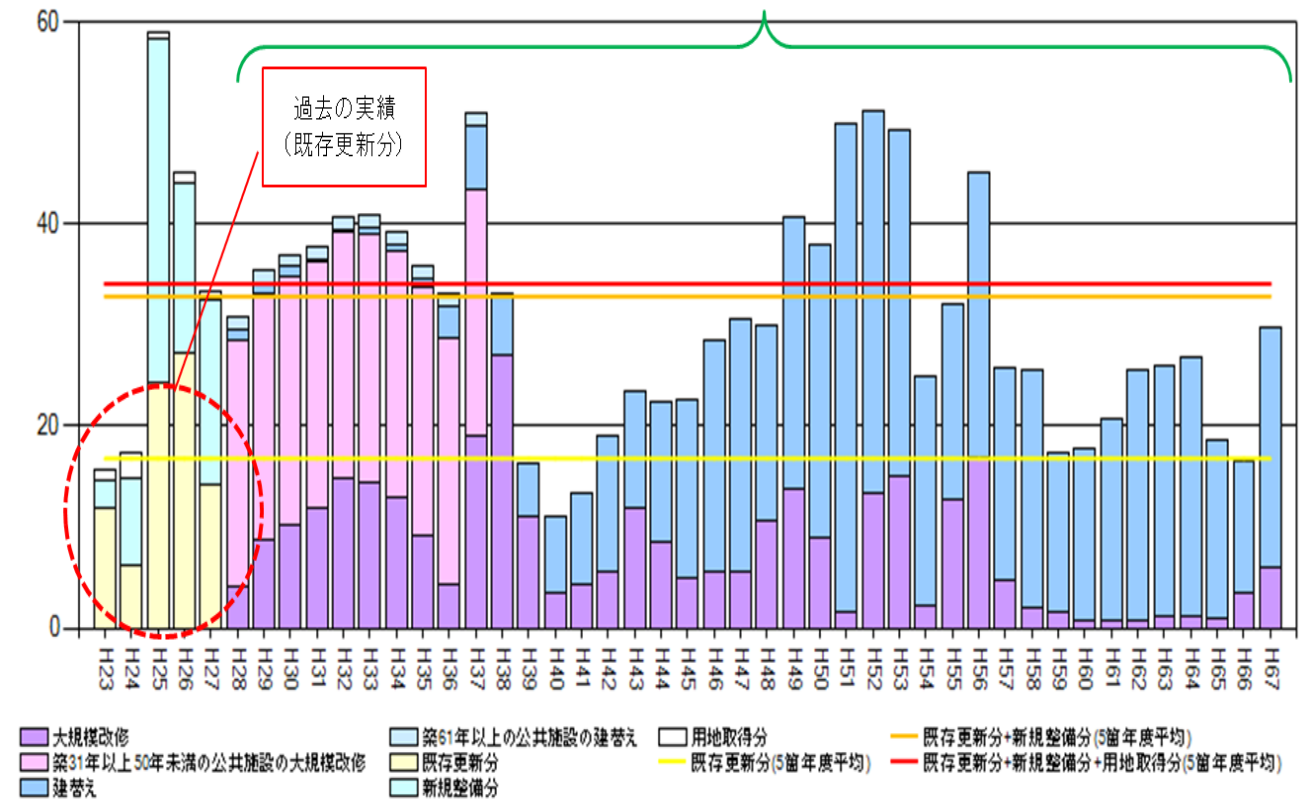
過去 5 年間の公共建築物に係る投資的経費（既存更新分）は、1 年当たり約 17 億円ですので、これらを比較すると 1 年当たり約 13 億円が不足する計算となります。

仮に、現在の投資額（改修・更新のための費用）を維持し続けたとしても、単純計算で 56%の施設しか残せない（半分は更新できない）ということになります。

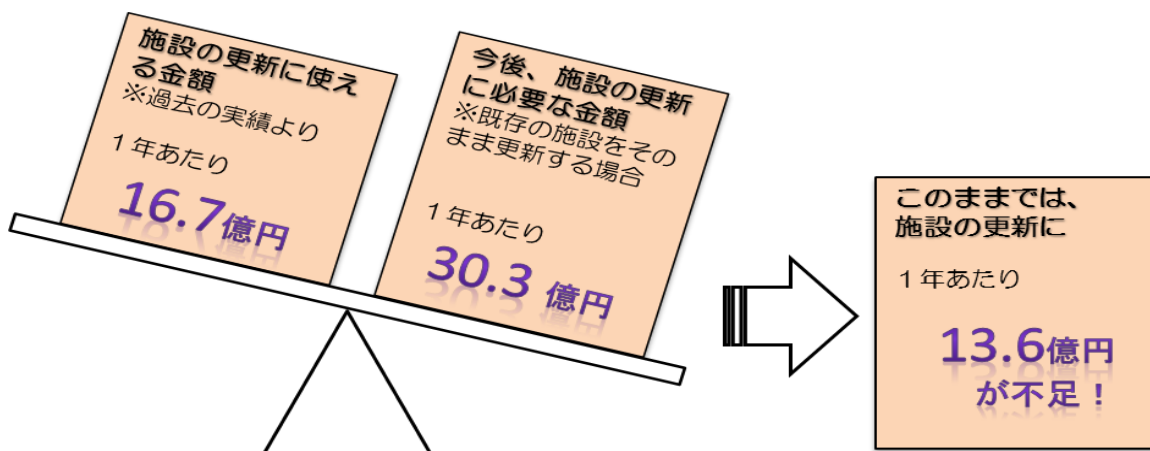
【公共建築物の更新費用の推計】

億円

今後40年間で必要な費用 1,214億円（1年平均30.3億円）



①	今後の改修・更新に必要な費用 (今後40年間で必要となる費用)	1年平均 30.34億円
②	施設の改修・更新に使えとされる費用 (過去5年間の公共建築物に係る投資的経費:既存更新分 ^①)	1年平均 16.70億円
③	差引不足額 (①-②)	1年平均 13.64億円
④	不足率 (③÷①×100)	45.0%



① 今後の更新に必要な費用は、現状の建築物をそのまま改修・更新するための費用として試算しており、用地取得費は含んでいない。よって、過去の実績から算出する投資可能経費は、決算統計における投資的経費（公共施設に係る普通建設事業費）のうち、新規整備経費及び用地取得費を除いた経費（既存更新経費）により算出している。

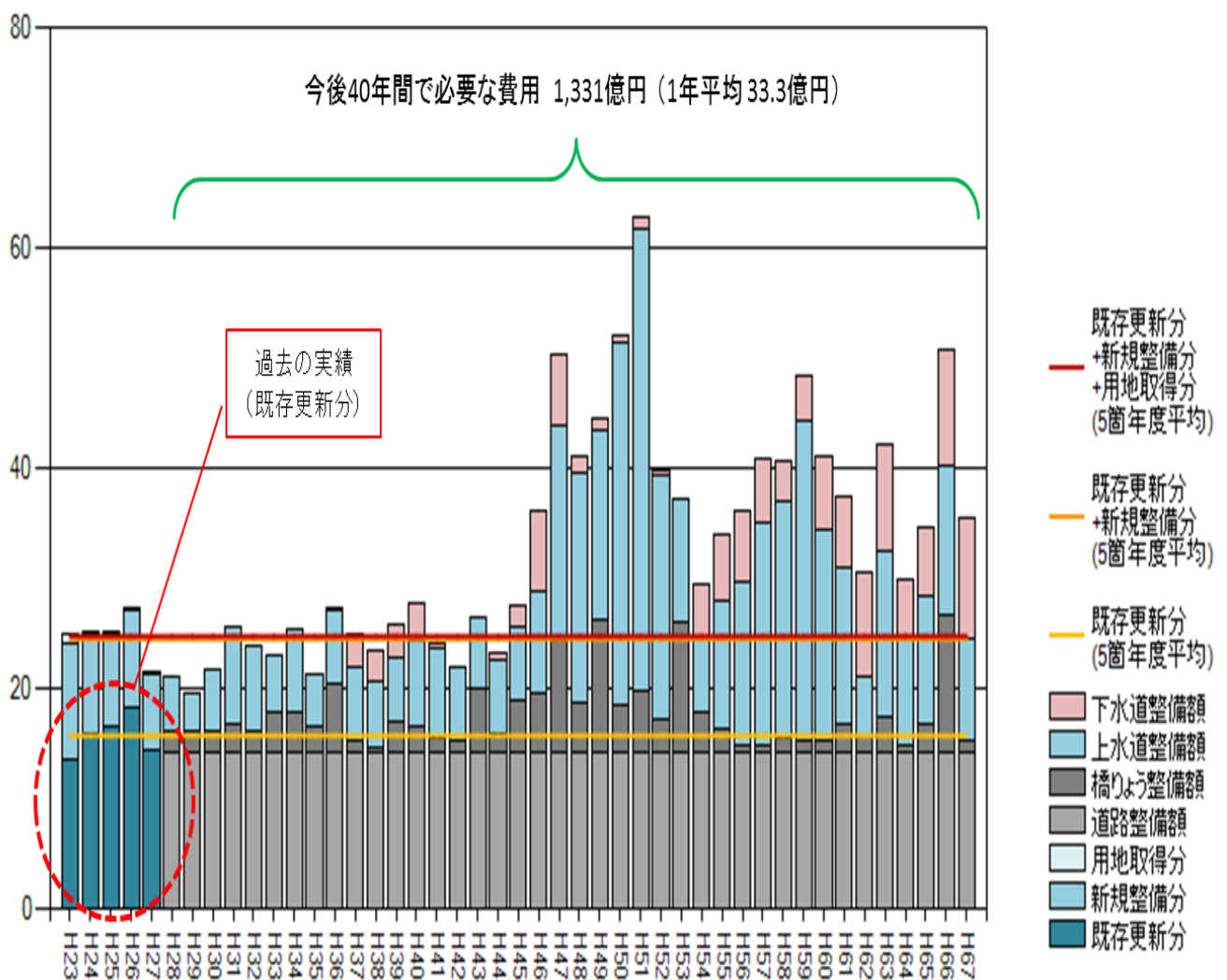
3 インフラ資産の改修・更新費用

公共建築物と同じように、既存のインフラ資産（道路・橋りょう・上下水道）をこのまま全て保有し続ける場合の改修・更新費用を試算したところ、今後40年間で必要となる費用は、約1,331億円と推計され、これを平均すると1年当たり約33億円となります。

過去5年間のインフラ資産に係る投資的経費は、既存資産の更新費用が1年当たり約15億円程度であり、また、新規整備などを含めた投資実績の総額は1年当たり約23億円程度となっています。

将来の投資見込額よりも更新に必要な費用が上回っていることから、長寿命化などによるライフサイクルコストの縮減が求められます。

億円【インフラ資産の更新費用の推計】



第4 公共建築物に関する基本方針

1 数値目標

前述のとおり、本市の人口は今後 25 年間で約 32%減少することが見込まれており、また、財政状況は、地方交付税を始めとする経常的な収入の減少や、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加など、財政構造の更なる硬直化が見込まれています。

加えて、人口 1 人当たりの公共建築物の延床面積が他自治体の平均を上回っている状況の中で、今後 40 年間で必要となる改修・更新経費（推計）と、今後改修・更新経費に投資できる経費（過去の実績から算出）を比較した場合、経費の 45%が不足する見込みとなっており、老朽化が進む公共建築物を現状のまま維持し続けることが困難な状況です。

このことから、次により数値目標を設定し、計画の進行を管理することとします。

数値目標

2040年までに延床面積を45%削減する

2 ハコモノ三原則

(1) 保有施設の総量を削減する

役割を終えた施設の速やかな廃止・処分等を実施するとともに、将来に必要な施設サービスの質と量を踏まえた配置の適正化や機能の複合化、用途の転換など、施設の再編による保有量の最適化を図ります。

また、新規整備を検討する場合は、施設の統廃合や複合化などにより、総量削減を原則として、費用対効果を見極めてから行います。

(2) 「建物の維持」から「機能の維持」へ

施設はサービスを提供する手段であるとの認識に立つと、現在行われているサービスは、類似の建物や他の手段でも提供可能な場合があります。

施設の「機能」と「建物」を分けて考えることを基本として、現在ある施設の更新に際しては、コンパクトシティ^①に向けた検討と合わせて、単純に「建物を維持」するのではなく、その施設の「機能を維持」することを重視します。

(3) 民間のノウハウを最大限に活用する

施設の更新・維持管理等において、指定管理者制度やPFI^②などの活用を検討し、民間のノウハウや活力を取り入れることで、サービス水準の維持・向上やコストの縮減を図るとともに、市が直営で行ってきた業務を民間が担うことで、経済の活性化や地域コミュニティ力の向上を推進します。

また、施設の更新や改修が必要な場合は、その代替として、民間施設(余剰スペース)の有効活用や民間施設との合築など、幅広い視点から検討を加えます。

^① 中心部等に様々な機能を集約してコンパクトな規模に収めた都市の形態、あるいはそうした形態を目指す計画の総称

^② Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと

3 計画推進のための各種実施方針

(1) 点検・診断等

- ① 日常点検や法定点検を確実にを行い、必要な診断等を計画的に実施します。
- ② 施設の状態や点検履歴等の情報を蓄積することで、必要な対策を適切な時期に、効果的かつ効果的に実施するための基礎とします。

(2) 維持管理・更新等

- ① 施設に不具合が生じてから対応する「事後保全型管理」から、点検・診断結果によって計画的な保全を行う「予防保全型管理」への切替えを進めます。
- ② 施設の維持管理等を外部に委託する場合は、類似施設の一括発注等を検討し、管理コストの縮減を図ります。
- ③ 施設を更新する際は、民間の技術・ノウハウ・資金等を活用するPFIの可能性など、公民連携手法の導入を検討します。

(3) 安全管理

- ① 点検、診断等によって危険性が認められた施設は、早急に対策を講じます。
- ② 施設が廃止され、今後も利用見込みのない施設は計画的に解体撤去を行います。

(4) 耐震化

- ① 「湯沢市耐震改修促進計画」を踏まえ、施設の必要性を見極めた上で、計画的に耐震化を進めます。
- ② 特に、災害時の指定避難所など地域の安全・安心に資する施設は優先的に取組みます。

(5) 長寿命化

- ① 点検・診断等により得た基礎情報を評価し、計画的な長寿命化を図ります。

(6) 受益者負担の適正化

- ① 施設の維持管理に必要な費用は、利用者による使用料等とともに、市税などを財源として広く市民（利用者以外の市民）が負担しています。
そのため、湯沢市集中改革プランに基づく「受益者負担適正化ガイドライン(仮称)」を策定し、使用料の改定等が必要な場合は、速やかに対策を講じます。
- ② 上記の策定に当たっては、利用者の属性（市民・市民以外等）や利用者が負担すべき経費の割合、近隣自治体との施設の相互利用を行った場合の取扱いなど、幅広い観点から検討を加えます。

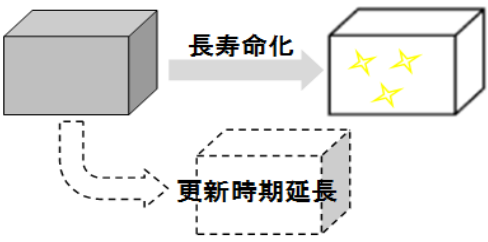
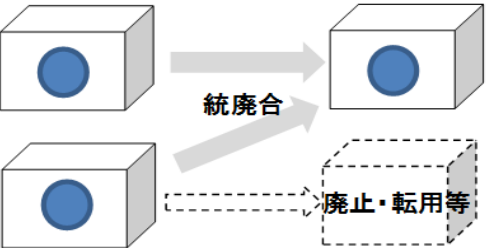
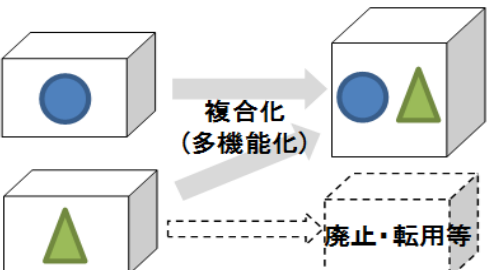
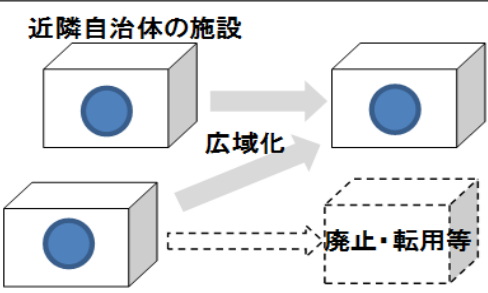
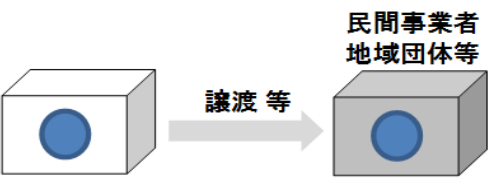
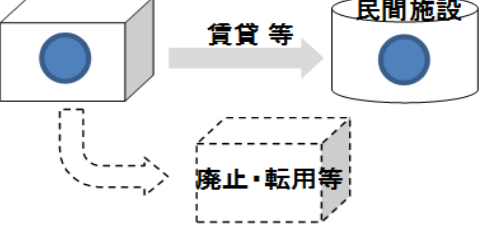
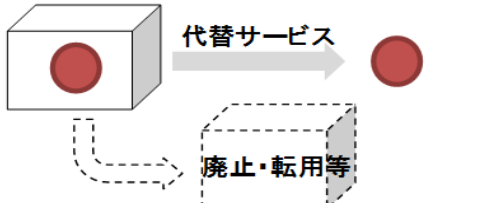
(7) 近隣自治体等との連携

- ① あらゆる施設を全て自前で整備する「フルセット主義」からの脱却を図ります。
- ② 具体的には、国や県、近隣自治体との連携による施設の相互利用（広域化）や、民間施設を活用したサービス提供などを検討し、幅広い視点から市民ニーズに対応していきます。

(8) 統廃合等

- ① 道路を始めとするインフラ資産は統廃合になじまない場合が多いことから、公共建築物を中心に統廃合等を進めます。
- ② 施設の必要性については、「役割を終えていないか」、「他の施設や民間等で代替できないか」、「建物がなければ行政サービスの提供は困難か」等を考慮し、全体の最適化に留意しながら検討を進めます。
- ③ 施設の総量削減に当たっては、統廃合・複合化・広域化・民間施設の活用など幅広い視点から、効果的な再編方法を検討します。
- ④ 施設の統廃合等によりできた余剰資産や市が保有している遊休資産は、「湯沢市遊休公共施設等利活用促進条例」を踏まえ、費用対効果を考慮しながら、民間への貸付けや譲渡等を進めます。
- ⑤ 統廃合等を進める際には、市民に対する説明を丁寧に行います。

【施設の再編に係る考え方と手法の例】

対 象	手 法	内 容	イメー ジ
建物も機能も必要で、独立施設である必要が高いもの	長寿命化	老朽化した施設の不具合を直して耐久性を高めるとともに、機能や性能を上げる改修を行う	
建物も機能も必要だが、規模の適正化が必要なもの	統廃合 (集約化)	設置目的が同じである同一機能をもつ複数施設を、利用状況や近接性等を考慮して統合する	
建物も機能も必要だが、独立した建物である必要性が低いもの	複合化 (多機能化)	独立する必要がない複数の施設について、異なる機能を一つの施設に共存させるようにまとめる	
	広域化	国・県・近隣自治体との広域連携により、地域外の住民も相互に利用ができるようにしたり、広域的に共同設置すること	<p>近隣自治体の施設</p> 
機能(サービス)は必要だが、必ずしも、市が建物を保有する必要性が低いもの	民間活力導入	民間事業者や地域団体等に譲渡、売却、貸付等を行う	
	民間施設等の活用	民間事業者など市以外の者が所有する施設を利用する	
	代替サービス	情報通信技術など新たな方法によって、建物を用いないサービス提供方法へ変更する	

第5 インフラ資産に関する基本方針

1 インフラ三原則

(1) ライフサイクルコストを縮減する

インフラ資産を安全・快適に利用し続けられるよう、維持補修や老朽化対策などを適切に進める必要があります。

限られた財源を効果的・効率的に活用するため、利用状況や劣化状況等の評価結果に基づいた計画的な保全を行う「予防保全型管理」を進め、長寿命化を図りながらライフサイクルコストを縮減します。

(2) 優先度の見極めと予算の平準化

インフラ資産の整備・更新に当たっては、人口減少を始めとする社会環境の変化を見据え、中長期的な視点のもと、コンパクトシティの検討と合わせて、重要性や緊急性などの客観的な評価によって優先度を見極める必要があります。

また、年度間の財源不均衡をできる限り均一化し、予算(財政負担)の平準化へつなげていきます。

(3) 民間のノウハウを最大限に活用する

インフラ資産の更新・維持補修・管理等において、包括的外部委託やPFIなどの活用を検討し、民間のノウハウや活力を取り入れることで、サービス水準の維持・向上とコストの縮減を図ります。

また、従来から市が直営で行ってきた業務を民間が担うことで、経済の活性化や雇用の創出等を推進します。

2 計画推進のための各種実施方針

(1) 点検・診断等

- ① 日常点検や法定点検を確実にを行い、必要な診断等を計画的に実施します。
- ② インフラ資産の状態や点検履歴等の情報を蓄積することで、必要な対策を適切な時期に、効率的かつ効果的に実施するための基礎とします。

(2) 維持管理・更新等

- ① 予防保全型管理を原則としますが、サービスの一定水準を維持することを前提に、機能が一時的に停止しても全体の機能に影響がない場合は、ケースに応じて事後保全型の管理を行い、補修・更新費用等の最小化を図ります。
- ② 維持管理等を外部に委託する場合は、類似するインフラ資産の一括発注等を検討し、管理コストの縮減を図ります。
- ③ インフラ資産を更新する際は、民間の技術・ノウハウ・資金等を活用するPFIの可能性など、公民連携手法の導入を検討します。

(3) 安全管理

- ① 点検、診断等によって危険性が認められた施設や、損傷が著しく安全を確保できない施設については、速やかに使用を中止し、安全対策等の措置を講じるなど、事前防災の観点からスピード感のある取組みを進めていきます。
- ② 災害発生時に備え、日常的に対応方法等を確認しておくことで、市民の安全・安心を確保します。

(4) 長寿命化

- ① 点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に実施するとともに、これらの取組みを通して得られた状態や対策履歴等の情報を活用して、効果的なメンテナンスサイクルを構築します。
- ② 施設ごとに健全度、緊急性、社会的影響などを総合的に勘案のうえ優先順位を付し、財政状況を踏まえて計画的に長寿命化を進めます。

第6 施設分類ごとの基本方針

これまで示した公共施設等の基本的な考え方に沿って、施設分類ごとの基本方針を次のとおり示します。

また、今後5年程度（平成33年度頃まで）で重点的に取り組むべき事項がある場合は、「短期方針」として併記します。

1 公共建築物

（1）市民文化系施設

①集会施設

主な施設	生涯学習センター、地区センター、コミュニティセンター、勤労青少年ホーム、ふるさとふれあいセンター、老人憩いの家 等
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動の拠点として必要性の高い施設は、適切な維持補修等により長寿命化に取り組みます。 ○学校区や地区単位などの施設は、地域団体等による管理を推進するとともに、機能が重複する施設は、地理的要因や市民ニーズを踏まえながら、複合化や集約化など今後の在り方を検討します。 ○町内会館や集落集会所に類似する施設は、他地域とのバランスを考慮し、地元団体への譲渡を進めます。
短期方針	<ul style="list-style-type: none"> ○地区センター、コミュニティセンター及びふるさとふれあいセンターは、地域づくり活動拠点としての役割を明確にします。 ○老人憩いの家、三関コミュニティセンター、中入会トレーニングセンター及び稲川健康管理センターは、地元団体への譲渡を進めます。 ○旧久保分館（公民館）は、稲川健康管理センターの動向に合わせて、今後の在り方を検討します。 ○湯沢雄勝広域市町村圏組合から移管が予定されている湯沢雄勝広域交流センターは、移管後の活用方法について検討します。 ○湯沢生涯学習センター及び湯沢勤労青少年ホームは、中心市街地活性化の議論と歩調を合わせ、他施設との複合化や民間施設の活用・合築など広く今後の在り方を検討します。

②文化施設

主な施設	文化会館、郡会議事堂記念館
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○文化会館は、文化振興の拠点として効率的・効果的に長寿命化を進めます。また、長期的な視点から、施設の集約化や近隣自治体等との連携による広域化の可能性について検討します。 ○郡会議事堂記念館は、適切な維持管理によって継続的に活用します。
短期方針	○文化会館は、管理運営に関わる業務を包括的に民間委託します。

(2) 社会教育系施設

① 図書館

主な施設	図書館
基本方針	○幅広い年代における生涯学習の拠点として、継続的に機能を維持します。 ○独立した建物である必要性を考慮し、更新や大規模改修等に際しては、複合化や民間施設の活用・合築など、幅広く方法を検討します。
短期方針	○管理運営に関わる業務を包括的に民間委託します。 ○湯沢図書館は、中心市街地活性化の議論と歩調を合わせ、他施設との複合化や民間施設の活用・合築など広く今後の在り方を検討します。

② 博物館等

主な施設	院内銀山異人館
基本方針	○地域における歴史・文化の発信拠点として、利用者の増加を図るとともに、必要な維持補修を行います。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

① スポーツ施設

主な施設	体育館、野球場、スキー場、プール、武道館、健康ドーム、弓道場、テニスコート、ヘルシーパーク 等
基本方針	○「湯沢市スポーツ施設整備基本計画」を基に施設の統廃合や修繕等を行うことで、施設機能の集約化を進めるとともに、ソフト事業の充実によってサービスの維持・向上を図ります。 ○長期的な視点から、施設の更新に際しては、他施設との複合化や近隣自治体との共同設置など幅広く方法を検討します。
短期方針	○雄勝屋内温水プール、皆瀬健康増進施設温水プール、市営テニスコート、湯沢スキー場及び小安温泉スキー場は、廃止します。 ○雄勝弓道場は、他機関へ移管します。 ○総合体育館、皆瀬体育館、B&G 海洋センター、稲川スキー場、湯沢武道館、稲川野球場、ヘルシーパークは、必要な改修を行います。 ○皆瀬野球場の管理棟は、解体して跡地を駐車場として利用します。 ○近隣自治体等との連携により施設の相互利用を推進します。

②レクリエーション・観光施設

主な施設	道の駅、観光栗園、稲庭城、古館庵、観光物産館、ダリア園、とことん山、あぐり館、見晴らし広場、川連漆器伝統工芸館 等
基本方針	<p>○観光施設は、市町村合併前に整備した施設が多いため、本市の観光戦略との整合性や市民ニーズと合致しているか等を考慮しながら、必要性の高い施設は長寿命化を進めます。</p> <p>○民間でのサービス提供が可能な場合があるため、存在意義や採算性などの観点から、市が保有する必要性を検証し、民営化が可能な施設については譲渡等を行います。</p>
短期方針	<p>○観光ダリア園は、民間主体の管理に向けた取組みを進め、受け手が見つからない場合は、廃止の方向で検討します。</p> <p>○バラ園は、地域主体の管理に向けた取組みを進め、受け手が見つからない場合は、廃止の方向で検討します。</p> <p>○東山森林公園は、廃止の方向で検討します。</p> <p>○とことん山キャンプ場のミルクハウスは、解体します。</p>

③保養施設

主な施設	ほっと館、休養施設、自然休養村管理センター
基本方針	<p>○費用対効果を見極めながら、必要な維持管理を行います。</p> <p>○民間でのサービス提供が可能な場合があるため、市が保有する必要性や施設の管理体制などを総合的に検証します。</p>
短期方針	○自然休養村管理センターは、廃止します。

(4) 産業系施設

①産業系施設

主な施設	農業振興センター、産業支援センター、循環型農業推進センター、有機アグリセンター、水稻育苗施設、米穀乾燥調製施設、林業センター、地熱利用農産加工所 等
基本方針	<p>○産業構造や社会情勢などの変化を踏まえ、利用状況や施設サービスの妥当性など施設の在り方を検証します。</p> <p>○上記検証を基に、市が保有する必要性の高い施設は、適切な維持管理や長寿命化を進める一方で、それ以外の施設は、原則として更新は行わないこととし、ソフト事業における産業振興施策を充実させます。</p> <p>○市が直営で管理している施設は民間委託を進めるとともに、民営化が可能な施設は譲渡等を行います。</p>
短期方針	<p>○循環型農業推進センターの尿処理棟は、民営化に向けて交渉・検討を進めます。</p> <p>○産業支援センター及び林業センターは、民間委託を進めます。</p> <p>○旧林業研修センターは、解体の方向で検討します。</p> <p>○皆瀬畜産経営環境整備施設及び皆瀬堆肥貯蔵施設は、廃止・解体します。</p>

(5) 学校教育系施設

①学校

主な施設	小学校、中学校
基本方針	○安全・安心な教育環境を確保するため、適切な維持管理及び長寿命化に取り組めます。 ○文部科学省が示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、保護者や地域住民等の意向に配慮しながら、学校の適正規模・適正配置等について検討を進めます。 ○教育活動を第一義に考えながら、児童生徒数の減少により生じた余剰スペースの有効活用や、更新・大規模改修時における他施設との機能の複合化などについて検討します。
短期方針	○教育環境の実情を鑑み、児童生徒数の減少等に対応した検討を進めます。

②その他教育施設

主な施設	学校給食センター、教育研究所
基本方針	○学校給食センターは、既に統廃合が進められているため、当面は施設の適切な維持管理を行います。また、少子化や老朽化の進展によって施設の再編が必要な場合は、更なる集約化を検討します。 ○教育研究所は、適切な維持管理を行うとともに、更新や大規模改修等に際しては、他施設との複合化や民間施設の活用など幅広く方法を検討します。
短期方針	○統合後の学校給食センター（湯沢・稲川・雄勝）について、活用の見込みがない場合は、計画的に解体します。

(6) 子育て支援施設

①幼稚園・保育所・こども園

主な施設	皆瀬保育園
短期方針	○皆瀬保育園は、民営化します。

②幼児・児童施設

主な施設	児童クラブ、子育て支援センター、放課後児童健全育成施設 等
基本方針	○子育て支援において必要不可欠な施設であることから、既存施設の適切な維持補修を基本とします。 ○老朽化等によって継続的な施設利用が困難な場合は、他施設との複合化や民間施設の活用など幅広く方法を検討します。
短期方針	○皆瀬子育て支援センターは、民営化します。 ○旧稲川保育所（放課後児童クラブいなかわっこ大館教室）は、現在の施設を解体し、他施設への機能移転を検討します。

(7) 保健・福祉施設

①高齡福祉施設

主な施設	老人福祉センター、福祉センター、高齡者生活支援ハウスみなせシルバート
基本方針	○高齡者福祉の増進に向けた拠点施設として、効率的・効果的な維持管理を行います。 ○民間でのサービス提供が可能な場合があるため、関係団体や民間事業者等との適切な役割分担を考慮しながら、適正な配置に向けて今後の在り方を検討します。 ○更新や大規模改修等に際しては、他施設との複合化や民間施設の活用など幅広く方法を検討します。
短期方針	○緑風荘（老人福祉センター）は、施設を所有する湯沢雄勝広域市町村圏組合からの移管について検討します。

②障害福祉施設

主な施設	皆瀬更生園、就労体験施設
基本方針	○皆瀬更生園（障害者支援施設）は、施設を所有する湯沢雄勝広域市町村圏組合からの移管について検討します。併せて、移管後の管理運営体制や民営化の可能性など、施設の在り方について総合的に検討します。
短期方針	○就労体験施設（小安湯番所）は、廃止します。

(8) 医療施設

①医療施設

主な施設	診療所
基本方針	○施設の利用実態、医師確保の状況、交通アクセス、民間医療機関の状況などを勘案し、より良い医療体制の在り方を検討します。 ○情報通信技術を活用した新たな手法の導入など、施設サービスを補完するソフト面での機能強化について検討します。

(9) 行政系施設

①庁舎等

主な施設	本庁舎、総合支所
基本方針	○行政サービスに必要不可欠な拠点であるとともに、防災時の拠点となることから、市民の利便性や安全確保を重視しながら、維持管理や長寿命化を進めます。 ○空きスペースを有効に活用するため、他施設との複合化など多様な方法を検討します。 ○長期的な視点から、市民サービスの維持・向上を図るため、総合支所方式の在り方や適正な庁舎配置に向けて検討を進めます。
短期方針	○旧雄勝総合支所庁舎は、解体します。 ○皆瀬総合支所庁舎は、安全性を確認の上、必要な対策を講じます。

②消防施設

主な施設	消防ポンプ格納庫、水防倉庫、備蓄倉庫 等
基本方針	○市民の安全・安心な暮らしを守る拠点施設として、引き続き、適切な維持管理や長寿命化を図ります。 ○社会情勢の変化に対応した効率的かつ効果的な消防体制を構築するため、施設の適正規模・適正配置に向けた取組みを進めます。
短期方針	○地域の実情に即した消防力の在り方を検討する中で、消防施設の再配置についても議論を進めます。

③その他行政系施設

主な施設	バス車庫
基本方針	○利用状況や老朽化等を考慮し、必要な維持管理を行います。

(10) 公営住宅

①公営住宅

主な施設	市営住宅
基本方針	○住宅セーフティネットの中核を担う施設として、「湯沢市住生活基本計画」や「湯沢市市営住宅長寿命化計画」を踏まえ、効率的な維持管理や長寿命化を進めます。 ○施設の更新・大規模改修が必要な場合は、空き家・民間賃貸住宅等の活用や他施設との複合化など、多様な方法を検討することで、コストの抑制と必要な機能の確保を図ります。
短期方針	○下関住宅は、代替施設の整備に合わせて機能を移転します。

(11) その他

①その他

主な施設	公園内施設、用途廃止施設、倉庫、物置、除雪機格納庫 等																			
基本方針	<p>○行政財産については、施設の機能・役割等に応じて、効率的で経済的な維持管理を行います。</p> <p>○普通財産について、現状どおり又は小規模な改修で再利用できる施設は、貸付けや転用などの有効活用を進めるとともに、それ以外の施設は、計画的な除却等を行います。</p>																			
短期方針	<p>○次の施設は、順次解体します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">旧市民保養所（くつろぎ荘）</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">旧湯沢市地域産品共同創作館</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">旧幡野弁天土地改良区事務所</td> <td style="padding: 5px;">旧高松地区センター</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">旧湯沢高等職業訓練校</td> <td style="padding: 5px;">旧法務局</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">旧木材乾燥施設（高松）</td> <td style="padding: 5px;">旧佐藤忠一郎氏宅</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">旧教職員住宅（稲川）</td> <td style="padding: 5px;">旧秋ノ宮生活改善センター</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">旧湯沢北小学校のプール附属室・物置</td> <td style="padding: 5px;">旧岩崎小学校のプール管理棟</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">旧須川中学校のプール附属室</td> <td style="padding: 5px;">旧小野小学校のプール附属室</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">旧院内小学校のプール附属室</td> <td style="padding: 5px;">旧秋ノ宮小学校のプール附属室・プール側物置</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">旧小安小学校の物置</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> <p>○旧秋田いこいの村は、譲渡又は解体の方向で検討します。</p> <p>○旧指定介護予防拠点施設(福寿荘)及び旧上ノ宿コミュニティセンターは、譲渡の方向で検討します。</p> <p>○旧秋ノ宮スキー場のロッジ及び倉庫は、関係機関・団体と協議を進め、有効活用が見込めない場合は、解体します。</p> <p>○閉校予定の湯沢高等学校稲川分校（校舎・物置）は、関係機関の動向を踏まえながら、今後の方針を検討します。</p>		旧市民保養所（くつろぎ荘）	旧湯沢市地域産品共同創作館	旧幡野弁天土地改良区事務所	旧高松地区センター	旧湯沢高等職業訓練校	旧法務局	旧木材乾燥施設（高松）	旧佐藤忠一郎氏宅	旧教職員住宅（稲川）	旧秋ノ宮生活改善センター	旧湯沢北小学校のプール附属室・物置	旧岩崎小学校のプール管理棟	旧須川中学校のプール附属室	旧小野小学校のプール附属室	旧院内小学校のプール附属室	旧秋ノ宮小学校のプール附属室・プール側物置	旧小安小学校の物置	
旧市民保養所（くつろぎ荘）	旧湯沢市地域産品共同創作館																			
旧幡野弁天土地改良区事務所	旧高松地区センター																			
旧湯沢高等職業訓練校	旧法務局																			
旧木材乾燥施設（高松）	旧佐藤忠一郎氏宅																			
旧教職員住宅（稲川）	旧秋ノ宮生活改善センター																			
旧湯沢北小学校のプール附属室・物置	旧岩崎小学校のプール管理棟																			
旧須川中学校のプール附属室	旧小野小学校のプール附属室																			
旧院内小学校のプール附属室	旧秋ノ宮小学校のプール附属室・プール側物置																			
旧小安小学校の物置																				

2 インフラ資産

(1) 道路・橋りょう

①道路

基本方針	<p>【点検・診断等】 日常的な道路パトロールや定期的な点検・診断を実施し、情報の蓄積を図ります。</p> <p>【維持管理・更新等】 点検・診断を基に、軽微な補修は随時行うこととし、規模の大きな補修・更新は緊急性等を見極めた上で、計画的に実施します。</p> <p>【安全確保】 点検・診断等により危険度が高いと判断される場合や、損傷が著しく安全を確保できない場合には、速やかに通行止め・通行規制等の措置を講じます。</p> <p>【長寿命化】 年次計画を策定し、重大な損傷となる前に予防的な修繕を行うことで、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ります。</p>
------	--

②橋りょう

基本方針	<p>【点検・診断等】 法令等を順守しながら、定期的な点検・診断や日常的なパトロール等を適切に行います。</p> <p>【維持管理・更新等】 損傷状況や構造形式、健全度等の評価結果に基づき作成した「橋梁長寿命化修繕計画」に沿って、計画的かつ予防的に対策を講じます。</p> <p>【安全確保】 点検・診断等により危険度が高いと判断される場合や、損傷が著しく安全が確保できない場合には、速やかに通行止め・通行規制等の措置を講じます。</p> <p>【長寿命化】 損傷状況や構造形式、健全度等の評価結果に基づき作成した「橋梁長寿命化修繕計画」を基に長寿命化を図ります。</p> <p>【その他】 損傷が著しく安全が確保できない橋りょうについては、周辺環境の変化を見据え、利用状況や費用対効果、代替方法の有無を含めて今後の在り方を総合的に検討します。</p>
------	--

(2) 上水道・下水道

① 上水道

基本方針	<p>【点検・診断等】 施設パトロールなど日常点検の強化を図るとともに、漏水調査を始めとした各種点検を実施することで、修繕等に必要な情報を蓄積します。</p> <p>【維持管理・更新等】 「湯沢市水道ビジョン」や「経営戦略」を踏まえ、適切な維持管理・更新等を計画的に実施し、ランニングコストの縮減を図ります。 また、施設管理など委託可能な業務は、包括的に民間委託を進めます。</p> <p>【安全確保】 「湯沢市水道ビジョン」に基づき、日常的な安全確保対策はもとより、地震や洪水などの災害発生時に速やかな対策を講じられるよう体制整備を行います。</p> <p>【長寿命化】 耐震性や機能性の優れた管種を選定するとともに、年次計画の策定により予防保全型の長寿命化対策を進めることで、経費の平準化とランニングコストの縮減を図ります。</p> <p>【その他】 「湯沢市水道ビジョン」や「経営戦略」を踏まえ、給水人口の減少が加速する中で、上水道・簡易水道・小規模水道の再編など、広く水道事業の在り方を検討します。 また、簡易水道事業は地方公営企業法の適用に向けた準備を進めます。</p>
------	--

② 下水道

基本方針	<p>【点検・診断等】 「下水道維持管理指針」に基づき、適切な点検・診断等を実施することで修繕等に必要な情報を蓄積します。</p> <p>【維持管理・更新等】 「下水道維持管理指針」や「経営戦略」に基づき、適切な維持管理・更新等を計画的に実施し、ランニングコストの縮減を図るとともに、施設管理など委託可能な業務は、包括的に民間委託を進めます。</p> <p>【安全確保】 「湯沢市下水道事業業務継続計画」を踏まえ、災害や事故が発生した際に速やかな対策を講じるため、関係団体や県内自治体との協定締結など必要な体制整備を進めます。</p> <p>【長寿命化】 現行の下水道長寿命化支援制度を発展させた下水道ストックマネジメント支援制度により、下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら維持管理・改築を一体的に捉えて、計画的・効率的に管理するストックマネジメント計画を策定し、同計画に基づいた点検・調査・改築を実施します。</p> <p>【その他】 「生活排水処理整備構想」や「経営戦略」を踏まえ、未整備区域における個別処理への切替えや施設の再編・統合など、資源の合理化を進めることで、経営の健全性を高めます。 また、地方公営企業法の適用に向けた準備を進めます。</p>
------	--

(3) その他

①公園

基本方針	○利用者の安全確保や利便性向上のため、適切な維持管理を行います。 ○地域密着型の公園については、地域住民との協働による管理を進めます。
------	--

②農林業施設

基本方針	○農林業の生産性向上及び農地・森林の適切な管理を図るため、日常的な巡回・点検などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなど、適切な維持管理を行います。
------	--

③その他

主なインフラ	河川、温泉給湯施設、土地 等
基本方針	○必要な点検や保全を行い市民の安全確保に努めるなど、適正な維持管理を行います。また、ライフサイクルコストの縮減に配慮しながら、長期的な視点で改修等を進めます。 ○大規模改修等の機会を捉え、管理体制の在り方について検討を進めるとともに、利用予定のない資産については民間への貸付けや譲渡等を進めます。

第7 計画の推進に当たって

1 個別施設計画の策定

本計画の実効性を確保するため、平成31年度までを目途に施設分類等に応じた「個別施設計画」を策定します。ただし、次の取扱いを可能とします。

- (1) 施設特性等の理由から部又は課所単位で計画を策定すること
- (2) 複数の施設分類をまとめて一つの計画にすること
- (3) 用途廃止施設や小規模施設など、計画策定の効果が限定的と見込まれる施設を計画の対象から除外すること

なお、既に同種・類似の計画を策定している場合には、当該計画をもって個別施設計画に代えることとします。

2 施設情報の管理

公共施設マネジメント^①に係る全庁的な検討及び業務効率の向上に資するため、施設の基礎情報や関連計画などの情報を一元管理し、適切に維持・更新します。

特に、統一的な基準による地方公会計^②の整備を着実に進め、発生主義・複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を行うことにより、減価償却費^③等を含む公共施設等のフルコストや資産額を把握し、適切な保有量の調整や幅広い視点からのコスト削減を進めます。

3 市民との情報共有

公共施設等の見直しを図るためには、市民の理解が重要であるため、適切な情報開示により、市民と問題意識を共有し、慎重に検討を進めます。

特に、施設の再編等については、事業実施段階においてのみならず、個別施設計画策定等の段階においても市民への十分な情報提供や意見公募等を行います。

4 進行管理

公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、本計画に基づく取組みを着実に推進するため、本計画に掲げた数値目標の進行管理を行います。

また、長期的な計画であることから、公共施設等に対するニーズの変化や社会経済情勢等を注視し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

① 市が保有・管理している全ての公共施設等を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みのこと

② 「現金主義・単式簿記」によるこれまでの地方自治体の会計制度に「発生主義・複式簿記」といった企業会計的要素を取込むことにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等を分かりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用といった、中長期的な視点に立った自治体経営の強化に資する取組みのこと

③ 建築物や機械などの固定資産の取得原価を、耐用年数に渡って徐々に費用として計上するために、所定の計算方法によって各会計期間に配分する費用のこと